

議事要旨(2) セグメント情報開示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）より、セグメント情報開示専門委員会では、来月開催の委員会において、セグメント情報等の四半期財務諸表における取扱いに係る「四半期財務諸表に関する会計基準」および同適用指針の最終公表の決議を予定している旨の説明があった。引き続き、高津研究員より、前回委員会からの文案の修正内容について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合の取扱い）

- ・ 第 2 四半期以降に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合の翌年度の注記の取扱いを定める会計基準（案）第 19 項(7)⑥について、この取扱いを会計基準で定めなくても、企業はここで定める内容を開示すると考えられるため、文案の詳細な記載の必要性に疑問があり、また、過年度遡及適用に関する取扱いが整備された場合は、この定めは必要なくなるのではないかという意見があった。

これに対して事務局からは、会計基準（案）第 19 項(7)⑥については、実務の混乱を避けるためにも、報告セグメントの変更等を行った翌年度の取扱いを明記すべきと考えている旨の説明がなされた。また、過年度遡及適用の取扱いは現在検討を進めているが、マネジメント・アプローチであるセグメント情報に関する部分について必ずしも影響があるわけではないと考えているとの回答がなされた。

- ・ 適用指針（案）第 40 項の文案について、ここで定める注記内容は、年度のセグメント会計基準の内容と同様であるため、「年度のセグメント基準に準ずる」というような簡潔な記載としてはどうかという意見があった。この点については、他の委員より、四半期会計基準・適用指針のその他の項目の定め方と同じ記載とすることが適当という意見や、参照する会計基準等の条文のみを記載した基準は読み難いため、注記内容を記載している文案のままでよいのではないかという意見があった。

これに対して事務局からは、適用指針（案）第 40 項の文案は、専門委員会において、注記すべき内容を適用指針に記載した方が分かり易いという意見を踏まえて、文案のような記載としているとの説明があった。また、四半期会計基準・適用指針では、注記すべき事項について、単に「年度基準に準ずる」としているような記載は、他には見当たらないと思われるという回答がなされた。なお、本日の議論を踏まえ、ここで定める注記の内容については異論がないものと認識しているため、記載する表現について再度検討する旨の回答があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き会計基準及び同適用指針の文案について検討を行うこととされた。

以 上